

第4章 基本施策の展開

第1節 住民参加による地域福祉の推進

【現状と課題】

近年では、多様な地域活動への住民参加や関係団体と連携した活動が全国で広がりつつあり、特定非営利活動促進法（NPO法）の成立等、新たな活動の基盤整備も進められています。こうした状況を踏まえ、地域住民が主体となった地域福祉のまちづくりを推進していくことが求められています。

本市では、各種媒体を通じての情報提供や、市政懇談会等の広聴活動により、住民の意識啓発と、住民参加機会の拡充を図っていますが、様々な事情により情報が行き届かないことが考えられることから、今後も情報提供の充実に努めていく必要があります。

平成24年度の計画策定に伴うアンケート調査（以下、「平成24年度調査」という。）においては「地域の活動が不活発である」という意見は、平成19年度アンケート調査（以下、「前回調査」という。）と比較し若干減少しています。

本市が取り組むべき施策としては「地域福祉に関する広報・広聴と住民参加の促進」、「地域福祉の担い手の育成」、「福祉活動団体の支援と連携によるサービス支援体制の充実」等が挙げられています。

今後も、自助、共助、公助の理念に基づく地域を中心とした福祉を実現していくため、福祉教育の充実などによる住民意識の高揚を図るとともに、住民活動団体やNPO法人等、新しい公共[※]の担い手を育成し、地域福祉活動への住民参加や地域で支えあう体制づくりを促進する必要があります。

※新しい公共：従来は官が独占してきた領域を「民」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、住民や事業者（市内で活動しているボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、企業など）が公的な人材・土地・施設・資金等やサービスの提供に関わっていくという考え方。

【施策の方向】

1. 広報・広聴と住民参加の促進

(1) 広報・周知の充実

広報かさまや市ホームページ、メール配信サービス「かさめ〜る[※]」をはじめ、各地区の公民館や集会所等の施設を利用するとともに、マスコミも活用し、地域福祉に関する情報提供を行い住民意識の向上と住民参加の促進に努めます。

(2) 広聴活動の充実

市政懇談会の開催をはじめ、さまざまな場面を通じて、住民の声が市政に反映できる仕組みづくりを進めます。

(3) 住民参加機会の拡充

住民がまちづくり活動を行う上で必要な情報の収集と提供を行います。また、ホームページや広報紙を活用した住民の意見・提案を聴取し、それらを市政に反映させる施策の充実に努めるとともに、参加機会の拡充を図ります。

2. 福祉に関する学習・啓発活動の推進

(1) 福祉に関する生涯学習の推進

地域福祉分野における指導者の確保に努める等、地域福祉活動に関する講座を充実させるとともに、出前講座等の活用を促進します。

(2) 学校・地域における福祉教育の推進

学校教育の中で地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、福祉教育やボランティア学習を推進します。

(3) 障がい者への理解・啓発活動の推進

ノーマライゼーション意識の普及を図るとともに、障がい者の自立した地域生活を温かく見守る住民意識を醸成するため、障がいや障がい者に関する正しい知識の理解・啓発に努めます。

※かさめ〜る：笠間市独自のサービス。メールアドレスを登録することによって、行政情報や災害情報を携帯電話及びインターネット接続されたパソコンへメール配信する。

3. 地域福祉の担い手の育成

(1) ボランティア活動の普及・啓発

市や市社会福祉協議会の広報誌やホームページ等により，住民にボランティア活動を普及・啓発するとともに，地域においてもボランティア活動への参加を幅広く呼びかけます。

(2) ボランティア活動への支援

ボランティア講座や体験事業の充実を図るとともに，子育てボランティア，高齢者や障がい者へのボランティアが活動しやすい仕組みづくりを進めます。

そのため，ボランティア活動に意欲のある住民・団体等のボランティア登録を促進するとともに，ボランティアの需給調整を行うコーディネート[※]機能の充実及びボランティアコーディネーター[※]の養成を図ることが重要であり，市社会福祉協議会が実施しているボランティアセンターや各種ボランティア団体等の情報提供や活動の紹介と住民参加を促進できるよう支援します。

(3) 住民活動・NPO活動の促進

新しい公共の担い手となる住民活動団体やNPO法人の育成，また福祉の増進を図る活動を展開する団体や法人の取り組みを積極的に支援します。

※コーディネート：ボランティア活動に関する相談連絡調整，仲介，情報収集・提供，広報活動の実施及び研修等を行うこと。

※ボランティアコーディネーター：ボランティア活動推進のための企画，情報提供，相談支援，研修，連絡調整，活動プログラム開発等を総合的にコーディネートする人。

第2節 利用者中心の福祉サービスの提供

【現状と課題】

住民の福祉サービスに対するニーズも多様化する中で、一人ひとりにあった適切なサービスを提供していくためには、サービスが必要となった場合の相談体制と情報提供の充実が最優先となります。

本市は、高齢者、介護、障がい者、子育てについて、福祉、保健、医療の各分野で個別の相談を実施していますが、各相談窓口の連携と充実が求められています。

平成24年度調査では、サービス情報を入手できているのは3割未満、半数以上の方は入手できていないと回答していました。また、前回調査と比べ、「近所・知り合い」からの情報入手が増加しています。現状では、「地域の回覧板」、「市役所の窓口や広報紙」、「社会福祉協議会の窓口や広報紙」が福祉サービスの主な情報源となっており、情報提供の充実に努めていく必要があります。

福祉情報に関しては、制度やサービスの周知という広域的な面と、高齢者や障がい者等の心身の状況や経済的な問題に係る個別的な面があり、地域からの情報を収集し、また提供していく上で、プライバシーの保護に十分配慮していく必要があります。

今後も、福祉サービスに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、高齢者、障がい者や子育てのそれぞれの専門分野では、福祉従事者の専門性の向上等を通じて、サービスの質の向上と効率の促進を図っていく必要があります。

【施策の方向】

1. 福祉に係る相談体制の充実

(1) 連携による相談体制の整備

住民が安心して必要なサービスを受けることができるよう、利用者のニーズに応じた適切な情報提供や関係機関や窓口相互の連携による相談体制の整備を図ります。

(2) 窓口における相談の充実

要援護高齢者、障がい者、子育てや低所得者への相談等、住民のニーズに応じた対応ができるよう、関係機関との連携を図りつつ、各窓口での相談体制の充実に努めます。

2. 効果的な情報発信・提供

(1) 情報公開の総合的な推進

各関係機関や相談機関との連携により情報の共有化を図るとともに、行政情報・生活情報及びまちづくり情報などさまざまな情報をより正確で迅速に提供できる体制づくりを推進します。

(2) 利用者に応じた情報提供の充実

住民が必要とする情報を、誰もが適切に得られるように情報提供の充実に努めます。

(3) 情報提供とプライバシーの保護

情報公開及び個人情報保護制度の適切な運用と地域からの情報提供システムについて検討するとともに、必要な人に適切な情報が伝達されるよう福祉情報の提供に努めます。

3. 福祉サービスの充実

(1) 各種福祉サービスの充実

地域住民が安心して生活できるよう高齢者福祉、障害者福祉や児童・母（父）子福祉の各施策により、各種福祉サービスの充実に努めます。

(2) 気軽に利用できるサービスの充実

子どもから高齢者まで気軽に集えるサロン活動を支援し、子育てや健康づくりに関する教室等、地域において気軽に利用できる福祉サービスの充実に努めます。

(3) 低所得者福祉の充実

関係機関、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員及びハローワーク等との関係強化や情報の共有化を図ることにより、低所得者の自立に向け、実状にあった相談、指導体制の充実に努めます。

4. サービス利用支援の充実

(1) 自立支援と権利擁護の充実

ひとり暮らし、寝たきりや認知症等の高齢者、知的障がい者や精神障がい者と、その家族のために、地域包括支援センターによる福祉サービスや権利擁護のための相談体制の整備を進め、判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の充実を図ります。

(2) 利用者の保護

サービス利用者が良質で適切な福祉サービスを選択できるように事業者の情報開示を積極的に進めるとともに、客観的な情報提供としての第三者評価制度[※]の普及・促進を図ります。また、サービス利用者のプライバシーの保護に努めます。

※第三者評価制度：社会福祉施設（保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設、精神障害者社会復帰施設等）において、より良い福祉サービスが提供されるように、公正・中立な評価機関が評価を行う制度。これにより、利用者も評価結果を情報として活用できる等のメリットがある。

第3節 保健・医療と生きがいつくりの推進

【現状と課題】

少子高齢化が急速に進行する中で、生活習慣病や心の病など、健康の問題も複雑化し、健康の維持・増進に対する住民の関心は高まりをみせています。国では「健康日本21」を策定し、単に病気の早期発見や治療にとどまらず、健康な状態で生活できる健康寿命の延伸を目指しています。

本市では、住民の健康づくりに関わる各種教室や講座の実施、健康診査や定期相談による予防対策、医師会等医療機関との連携による平日夜間・日曜初期救急診療体制の確立など、健康づくり活動や安心できる地域医療体制の確立に努めてきました。そして、WHO[※]が提唱する「健康都市」を目指し、平成23年2月に「健康都市かさま」を宣言し、住民と行政が一体となって総合的な都市環境の向上に資する取り組みを推進しています。

今後は、子どもが健やかに生まれ育つ環境整備をはじめ、心身の健康維持、増進策を積極的に展開し、産業、福祉、教育、スポーツなど分野横断的な事業連携の強化を図りながら、安心できる保健・医療体制を構築していく必要があります。

また、働く意欲のある人たちへの就労の確保を進め高齢者、障がい者及び母子世帯等が、地域で自立した生きがいのある生活ができるよう支援していく必要があります。

※WHO：世界保健機関（World Health Organization）。人間の健康を基本的人権と捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関。

【施策の方向】

1. 健康都市づくり住民運動の促進

(1) 健康都市講座の推進

健康都市講座を実施して、健康に関する正しい知識と情報を提供し、「健康都市づくり」という理念に向かっているという意識の共有を図り、住民の自主的な保健予防活動を促進します。

(2) 健康都市づくり運動の連携と交流の促進

健康に関する取組みなどの情報の提供を充実するとともに、住民運動相互の交流を促進します。

(3) ヘルスリーダーによる活動の促進

ヘルスリーダー（健康づくりのリーダー）を計画的に養成し、テーマ別・地域別の活動を促進し、事業の拡充発展を支援します。

2. 保健・医療との連携強化

(1) 健康づくりの推進

健康診査、がん検診を推進することにより疾病の早期発見及び早期治療に努めるほか、相談体制を充実させ住民の健康、医療、子育て、介護等についての不安を解消し、健やかな日常生活の創造に寄与します。

また、健康体操及び食育講座の普及を図り、生活習慣病を予防します。

(2) 医療機関・医師会や歯科医師会との連携強化

県立中央病院と市立病院、市内医療機関等の機能分担や連携を推進するとともに特に市医師会や歯科医師会との協働により住民が安心して医療が受けられる体制を構築します。

(3) 在宅医療の推進

保健・医療・福祉の各事業の連携を推進するとともに、救急診療事業等の周知を図り、安心してかけられる医療体制を整備します。

(4) 市立病院の役割と機能の充実

保健や福祉関連事業との連携強化を図り、在宅医療を重視して訪問診療を積極的に行うなど、地域に密着した高齢者が安心してかけられる病院としての現有機能を継続的に充実強化します。

また、市立病院平日夜間日曜初期救急診療の充実を図ります。

3. 就労支援の充実

(1) 多様な就労機会の確保

働く意欲のある高齢者，障がい者，子育て中の親やひとり親家庭，低所得者等に対し，個人のニーズに応じた就労機会の確保に努めます。

(2) 雇用・就労相談の充実

高齢者，障がい者やひとり親家庭，低所得者等の雇用について，ハローワーク等の関係機関と連携を強化し，就労に関する相談や指導の充実に努めます。

(3) 企業に対する雇用啓発の推進

企業に対して，障がい者の雇用を促進する各種報奨制度，助成制度の周知を図るとともに，障がい者の雇用についての理解と法定雇用率[※]の達成に向けた啓発を行います。

(4) シルバー人材センターへの支援

高齢者の生きがいづくりや社会参加の場として，シルバー人材センターの活動を支援し，高齢者がそれぞれの経験や技能を生かせる就労の場の提供に努めます。

(5) 母子世帯への就労支援

母子世帯が，経済的自立ができるよう，また，より早く就労できるよう支援します。

※法定雇用率：民間企業，国，地方公共団体は，「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき，それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないこととされている。

第4節 地域で支えあう体制の充実

【現状と課題】

地域における社会参加の機会や世代間交流を活発にしていくことで、人々の生きがい、健康づくり、介護予防、孤立感の解消や子どもたちの社会性や協調性を養うことが期待されています。本市では、市社会福祉協議会をはじめ、各種団体が様々な地域課題の解決に向けた活動を展開しています。これらの団体が自立し活動していけるよう支援をしていく必要があります。

また、地域における新たな創業、雇用の創出や働きがい、生きがいを生み出すものとしてコミュニティビジネスが各地で展開されており、本市においても地域資源を活用した事業の展開を振興していくことが重要と考えられます。

今後は、住民サービスを充実させるために、各種団体と連携を強化していくとともに、コミュニティの活性化に向けた各種の事業を推進し、「共助」の意識を醸成し、持続できる地域コミュニティの育成及び支援を展開する必要があります。

【施策の方向】

1. 各種団体への支援と子育て支援の充実

(1) 地域福祉活動団体等の育成・支援

地域福祉による支えあいが発揮されるよう市社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動の主体となる団体等の育成・支援を進めます。

(2) 青少年育成団体の充実・支援

子ども会や青少年育成団体が、自主的に円滑に活動できるよう、組織や指導者の育成に努め、活動を支援していきます。

(3) 高齢者クラブ活動への支援

高齢者クラブ活動は、生きがいと健康づくりにおいてその役割はますます大きくなるため、魅力ある自主活動を支援していきます。

(4) 障がい者団体等への支援

障がい者団体等の活動の場の提供や育成を図ります。また、各障がい者団体相互の連携強化とネットワークづくりを推進します。

(5) 子育て支援の充実

子育てに関しての不安感や負担感を解消するため、関係機関との連携を図り、相談体制をさらに充実して育児支援の環境づくりを進め、子育て世代の保護者を支援します。

2. コミュニティの基盤づくり

(1) コミュニティ活動の活性化

地域福祉活動の主体となる団体や行政区組織に対して、行政情報の提供や地域での交流活動への支援を行い、コミュニティ活動の活性化を図ります。

(2) コミュニティ施設の整備・充実

地域コミュニティ[※]の拠点として、地域の様々な資源（集会所等）を活用して、誰もが気軽に参加し、交流できる地域の拠点づくりを進めます。

(3) コミュニティビジネスの振興

高齢者、介護、障がい者や子育て等への生活支援、その他福祉に関連する分野において、コミュニティビジネスを考えている方や団体・グループ等への支援を行います。

(4) 家庭や地域の教育力の強化

学校、公民館、青少年育成団体やPTA等との連携により、地域と一体となって青少年を見守り指導する体制を整える等、家庭や地域の教育力の強化を図ります。

(5) 非行防止活動の推進

未成年者の飲酒・喫煙防止をはじめ、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による青少年非行・問題行動の未然防止に向け、関係機関・団体や地域住民が相互の連携を図りながら、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。

3. 地域における交流活動の推進

(1) 地域との交流活動の推進

地域の文化活動やスポーツ大会等に参加し、地域との交流を持つことにより自分の役割が確認でき、満足感や達成感につながります。住民だれもが各種行事等に気軽に参加できるよう環境整備に努めます。

(2) 世代間交流の促進

子どもから高齢者まで、世代を超えた交流が地域を豊かにします。子どもは大人から知識や経験を学ぶことによって成長し、大人は子どもと接することによって、活力をもらうことがあります。子どもから高齢者までの3世代交流の場を確保し、住みよい地域となるよう取り組んでいきます。

※地域コミュニティ：地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。

第5節 安全で住みよいまちづくりの推進

【現状と課題】

だれもが暮らしやすく、社会参加しやすい福祉のまちづくりに向けて、地域のバリアフリー化や移動手段の確保に努めるとともに、高齢者や障がい者等に対する災害時の援護体制、防犯対策等を充実していく必要があります。

本市ではこれまで、住民生活の利便性の向上や安全性の確保のため、幹線道路の整備、危険箇所・狭あい道路の解消や歩道の整備などに努めてきました。

また、東日本大震災を教訓とした災害に強いまちづくりの推進とともに、災害時要援護者への避難支援体制の確立が求められています。

防犯対策としては家庭、地域、学校との連携のもと、犯罪防止に向けたパトロールの強化や地域における見守り活動等、地域ぐるみの防犯に取り組んでいます。

平成24年度調査では、地域の課題として、「緊急時の対応体制がわからない」、「安心できる子どもの遊び場が少ない」が挙げられ、今後取り組むべき施策として、「防犯・交通安全・防災体制の充実」、「子どもたちが安心して遊べる身近な公園・緑地の整備」、「移動手段の充実」等が求められています。

【施策の方向】

1. バリアフリーの推進

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、住宅、生活環境の整備等、福祉のまちづくりを計画的に推進します。

(2) 公園や広場の充実

災害時の避難場所としての機能を確保しながら、だれもが安心して気軽に憩える公園や広場の充実に努めます。

(3) 交通弱者等の移動性の向上

交通事業者や各団体との連携のもと、平成20年2月よりデマンド交通システムを導入しました。今後、さらにシステムの見直しを行い、交通弱者等に配慮したより利便性の高い移動手段の向上を図ります。

(4) 交通バリアフリーの推進

移動の際の利便性及び安全性を向上させるため、だれもが移動しやすくかつ、歩きやすい安心・安全な道路交通環境の整備を図っていきます。

2. 防災まちづくりの推進

(1) 総合的な防災体制の充実

住民一人ひとりが、平常時から災害に対する備えに心がけるとともに、「自助」・「共助」に基づく、自主防災組織の設立を推進します。

また、住民、企業等に飲料水及び食料品の備蓄を要請するとともに、防災訓練を支援し、計画的な防災対策を推進します。

(2) 避難場所の確保

身近な学校施設や公園等、だれもが安心して避難できる避難場所や福祉避難所（災害時要援護者避難施設）との連携強化に努めます。また、災害時における避難場所の周知を図るため、広報かさまや市ホームページ等を通じて災害時における避難場所の周知を図ります。

(3) 災害時要援護者への支援

災害時における緊急連絡体制を整備するため、災害時要援護者名簿及び避難支援プランを作成し、個人情報取り扱いに十分留意しつつ要援護者に係る情報の共有化を図り、安否確認、避難誘導體制を整備します。

3. 防犯体制の強化

(1) 防犯体制の強化

防犯ボランティアや防犯連絡員等の関係団体との連携のもと、パトロールや子ども、高齢者の見守り等、地域ぐるみの防犯体制の普及強化を図ります。

また、空き巣、窃盗のほか振り込め詐欺などの知能犯対策として、消費生活センターなどとの連携を図り、防犯対策講習や啓発活動を実施します。さらに、インターネットにおいて青少年の健全な成長を阻害するおそれがある情報が流通しており、インターネットの適切な利用に関する教育および啓発を進めます。

(2) 防犯施設の整備

夜間の犯罪等を未然に防ぐため、通学路等への防犯灯の設置を図るとともに、地域コミュニティや企業と協力しながら、適切な維持管理を進めます。

第6節 人権擁護の推進

【現状と課題】

福祉サービスの提供が措置から契約へと移行して以来、判断が十分でない人たちが安心して福祉サービスを受けるため、日常生活自立支援事業や成年後見制度等がありますが、これらの事業・制度についての周知は十分とは言えず、制度の円滑な利用に向けて、関係機関や関係団体と連携し、制度の普及啓発に努めていく必要があります。

また、近年では、高齢者、障がい者や子どもへの虐待等が社会問題化しており、平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律」に続き、平成17年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しています。

本市においても、関係機関との連携を図りながら、虐待の未然防止のために、相談支援体制等の整備充実を図っているところです。

同様に、DV（ドメスティック・バイオレンス）[※]等の人権侵害に対しても、気軽に相談できる窓口を設置し、被害者の安全確保と、一時的な保護や自立支援等の方策に取り組む必要があります。

また、人権侵害は男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるため、DV防止法や女性に対する暴力をなくす運動の周知など、DV防止のための意識啓発を図る必要があります。

我が国の自殺者数は、平成10年に3万人を超え、その後高止まりのまま推移しています。このようなことから、平成19年に自殺総合対策大綱が定められました。本市でも平成22・23年度に地域自殺対策モデル事業を県とともに実施し、講演会や街頭キャンペーン等により啓発活動を行い、ゲートキーパー[※]の育成をしてきました。自殺対策は地域での支えあいや、様々な社会問題に取り組んでいくことが重要となります。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：家庭内の暴力。夫から妻，母から子，子から親，兄弟間の暴力等，家庭内の様々な形態の暴力。

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき，適切な対応を図ることができる人，言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

【施策の方向】

1. 人権意識の高揚・啓発

家庭，地域，学校，企業などあらゆる場において，人権に対する正しい理解と行動が実践できるよう講演会の開催等を通じて啓発活動を推進し，住民の人権意識の高揚を図ります。

2. 人権相談体制の充実

DVや，高齢者，障がい者，子どもへの虐待等，住民の抱える様々な人権に関する問題を解決に導いていくため，関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。また，被害者の一時的な保護や自立支援等の方策に努めます。

3. 虐待防止対策の充実

虐待の早期発見とDV等に迅速かつ的確に対応するため，地域住民や関係機関の連携により要保護児童対策地域協議会[※]や地域包括支援センター，障害者基幹相談支援センターにおいて児童，高齢者，障がい者および配偶者等への虐待防止に努めます。

4. 自殺予防対策の推進

啓発活動のほか，相談機関の周知徹底や連携強化，地域の人材育成等の研修に取り組み，リスクが高い方の早期発見と適切な支援ができる体制作り等を推進します。

5. 成年後見制度の普及

判断能力が十分でない人の財産管理，入院，介護や福祉サービスの利用，施設への入所等について，代理権等の権限が与えられた成年後見人が本人を保護支援する制度の普及に努めます。

6. 男女共同参画の推進

男女が互いに尊重しあい，家庭，地域や職場のそれぞれの場面で個性や能力を発揮できるように，男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発活動を推進します。

※要保護児童対策地域協議会：虐待や非行などの要保護児童に関する問題について，関係機関等の連携により，早期発見や適切な保護を図ることを目的に設置された組織。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進

誰もが安心して充実した生活を送るためには、人と人のつながりや、それぞれが持つ力を活かした地域づくりが重要です。そのためには、住民、地域、団体や事業者、市社会福祉協議会、行政の連携協働が必要です。

それぞれの役割を果たし、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

【施策の方向】

1. 住民との連携推進

地域福祉を推進するうえで、最も大切なことは、住民一人ひとりが地域づくりの力であり、福祉を支える担い手であるという意識を持つことです。

そのために、地域の行事やボランティア活動への参加など、身近なことが地域福祉活動のきっかけとなります。一人ひとりの力では解決できない問題についても、その地域で暮らす人たちと連携協働により解決を図ります。

2. 団体・事業者との連携推進

それぞれ団体・事業者の持つ専門知識や技術、施設の提供または豊かなマンパワーを活かしたボランティア活動など、地域の活性化や福祉の推進となるよう連携・協働を図ります。

3. 市社会福祉協議会との連携強化

市社会福祉協議会は地域福祉を進める中心的な団体であり、本計画と市社会福祉協議会が策定した「笠間市地域福祉活動計画」に基づき、市と市社会福祉協議会が連携して地域福祉の推進に努めます。

4. 行政の役割

住民一人ひとりの幸せづくりを目指して、地域福祉を推進する関係機関・団体等と相互に連携協働を図り、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮し、福祉施策を総合的に進めます。

